

平成 29 年 12 月 8 日
日本公認会計士協会
常務理事 手塚 正彦

期末監査期間に関するアンケート調査結果の概要等の公表について

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、平成 29 年 3 月期決算会社を対象にした期末監査期間に関するアンケート調査を実施し、その結果の概要等を公表いたしましたのでお知らせいたします。

日本の上場会社の総数は 3,600 社を超えており、そのうち、3 月決算会社の数は 2,431 社（全体の約 67%）に上ります¹。加えて、非上場会社で会社法に基づく監査を受けている会社の数は 5,600 社を超え、そのうち 4,100 社余りが 3 月決算会社です²。すなわち、3 月決算会社の期末監査の時期にあたる 4 月から 5 月にかけて、6,000 社を大きく超える会社が法定監査を受けていることとなります³。

3 月決算会社の期末監査の日程は非常に過密となっており、それが監査従事者の過重労働を招き、ひいては監査品質の維持が難しくなっているのではないかと強く懸念されます。このような認識に基づき、当協会は、期末監査等の現場の実態を把握するために、11 の監査法人の協力のもとに、上場会社 200 社の監査業務についてアンケートを実施いたしました。その結果、2017 年 3 月決算上場会社の期末監査に関して、回答者の 90% 以上が期末監査の過密スケジュールが原因で監査従事者の負担が重いと感じるとともに、監査品質を維持する観点から期末日後の監査期間の延長を望んでいることが読み取れます。また本調査では、監査現場において、このような期末監査期間の逼迫状況を監査役等へ十分に伝えられている割合は全体の 19%に過ぎないという現状が明らかになっています。

今回のアンケート結果は、監査を受ける 3 月決算上場会社の多くが、4 月中に決算数値を固めるスケジュールを組んでいることを示しています。これは、平成 29 年 2 月に株式会社東京証券取引所が、決算短信・四半期決算短信の作成要領等を改定し、決算短信・四半期決算短信には監査又はレビューが不要であることを明確にしているにもかかわらず、依然として決算発表日までに主たる監査手続を終了させる実務が慣習として広く行われていることを示しているものとも考えられます。

監査人には、アンケートにおいて示された施策を含む期末監査を効率化するための取組を継続するとともに、監査先企業の理解を得て、十分な期末監査期間を確保する努力を続けることが求められます。

¹ 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの期間に決算期を迎えた会社を集計。

² 2016 年 3 月期決算会社。

³ 上場会社のうち 12 月決算会社（387 社）、6 月決算会社（115 社）及び 9 月決算会社（143 社）の合計は 645 社であり、これらの会社の四半期レビューも 3 月決算会社の期末監査と同時期に並行して行われている。

当協会では、今後も十分な期末監査期間確保の実現に向けて、引き続き意見発信を行って参ります。未筆ではございますが、本アンケート調査に当たり、ご多忙にもかかわらず、ご協力いただいた11監査法人の会員の方々に対して、深く感謝申し上げます。

以 上